



# 後期高齢者医療制度に関する要望書

平成27年6月10日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

# 後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療を含む日本の医療保険制度は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき着実に改革が進められているところであるが、後期高齢者医療制度が今後も増加し続ける高齢者に対応して安定した制度として継続できるようにするために、更なる検討・改善が求められるところである。

そのため、国において、以下に掲げる施策を積極的に対応、実現されるよう要望する。

## 記

1. 東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した被保険者は依然として生活再建の途上にあるため、国の財政支援を継続・拡充すること。

また、大規模災害等の発生に備え、その被災地に対し、迅速かつ適確に支援を行えるよう恒常的な制度を創設すること。

2. 保険料率改定においては、保険料抑制財源として引き続き財政安定化基金を活用できるようにすることに加え、今後、被保険者の負担が急激に増加しないよう、高齢者の保険料負担率改定方法の見直しや新たな財政支援制度を創設すること。

3. 後期高齢者医療制度の調整交付金については、大都市部を含む保険者に不利益が生じないよう拡充を図ること。

4. 後期高齢者医療制度については、地方自治体や保険者等関係団体の意見を十分に尊重し、本制度の安定した継続が可能となるよう、国庫定率負担割合の増加など国において責任のある財政支援を講ずること。

加えて、国民健康保険制度改革における都道府県と市町村の新たな役割分担を踏まえ、後期高齢者医療制度についても、都道府県の役割を重視する見直しを行うとともに、将来的な保険制度統合化も検討すること。

5. 低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、その生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること。

やむを得ず見直す場合は、国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和措置を講ずること。

6. 後期高齢者医療広域連合が行う制度周知等の広報事業については、国において引き続き必要な予算措置を講ずること。
7. 保健事業実施計画において取り組むこととした保健事業に要する費用については、その円滑な推進のため、国において十分な予算措置を講ずること。  
また、都道府県化される国民健康保険制度を踏まえ、保険者と地方公共団体の役割と責任を明確にすること。
8. 社会保障・税番号制度への対応は国の施策として行われるべきものであり、「後期高齢者医療制度電算処理システム」（標準システム）の適用作業費用、および独自開発システム改修に係る費用については、広域連合に過度な負担が生じることのないよう、国の責任において十分な予算措置を講ずること。  
併せて、保険者としての活用方針やシステム構築のスケジュール等も未だ必ずしも明確でないため、作業内容等の情報を早急に示すこと。
9. 医療資源の偏在による医療費の地域格差が依然として存在しているため、その解消に向け、地域の実態に応じた医療提供体制の整備を進めること。

以上

平成27年6月10日

厚生労働大臣 塩崎恭久様

全国後期高齢者医療広域連合協議会  
会長 横尾俊彦

